



<p>必要書類</p>	<p>【日本側】お客様が日本国籍の場合 ①パスポートコピー（顔写真ページ）②VISAコピー（現地）③旅程表コピー（Eチケット）④申込書等 【現地側】お客様が日本国籍の場合 ①パスポートコピー（顔写真ページ・入国スタンプページ） ②別送品申告書 ③就労VISA（短期業務シングル可）または居留許可証または労働許可証 VISA未取得の場合は、在職証明書（台湾側ご勤務先にて発行） ④通関委任状 【現地側】お客様が台湾国籍の場合 ①パスポートコピー（顔写真ページ・入国スタンプページ） ②別送品申告書 ③通関委任状 ④台湾IDカードコピー（両面） ⑤搭乗券コピー ※別送品申告書は入国時に税関に提出頂きます。（入国スタンプ印と同日のもの） ※基本的に免税は船便、航空便1便ずつとなりますのでご了承ください。</p>
<p>お運び出来ない品</p>	<p>貴重品（現金・通帳・有価証券・貴金属・宝石類等） 動植物（土の付いた物）、土 危険物（可燃製品・スプレー缶・ガスボンベ・ライター・マッチ等）</p>
<p>輸入禁止品 輸入規制品</p>	<p>拳銃・刀剣・武器・弾薬・爆発物・危険物（模造刀・模造拳銃含む） 商標権や特許権・著作権の権利侵害物品、偽造・変造・模造の通貨や証券等 麻薬・覚せい剤及び吸煙具・けし・大麻の実・毒物・ガム・劇物 処方箋の薬：診断書、処方箋（英語）を用意。6か月分以内 ※手荷物で可能なら手荷物へ 家庭用の薬：2か月分以内。さらに1種類6個まで合計で36個まで、かつ1200錠以内 ポルノ（写真・雑誌・DVD・ビデオテープ等）、政治的煽動文書 ワシントン条約該当品目 動植物（種子・剥製・卵等含む）・酒・米・タバコ 腐りやすい物（生の食品等） 福島、茨城、栃木、群馬、千葉 が産地とされる食品全て輸入禁止 中国に関連した書籍、共産圏で生産加工された品物、日本の百科事典や雑誌 賭博用品（ルーレットや麻雀など）</p>
<p>ご注意</p>	<p>※貴重品（貨幣、有価証券、通帳、貴金属、宝石等）・酒・タバコ・香水・ゴルフバック・薬品（処方箋による薬も含む）は携帯手荷物としてお持ちください。 ※電化製品は新旧問わず課税される可能性があり、原則的には1家族に1種につき1台です。電化製品についても船便での輸送でお願い致します。 ※食品は未開封の乾物・調味料・レトルト食品のみ少量可能です。（船便でお願いします。） ※関税・保管料については、会社規定に準じます。個人負担の場合現地請求となります。</p>
<p>お預かりについて</p>	<p>基本的には弊社手配のスタッフにて梱包をさせていただきます。 お客様にて梱包頂く場合、ダンボールの口は閉めず、内容物と数量のメモをダンボールに入れて頂けます様お願い致します。 家電製品はメーカー、品番、シリアルNoの記載が必要ですのでスタッフに梱包をお任せ下さい。</p>
<p>船積みについて</p>	<p>書類が揃い次第船積みさせていただきます。 事前に書類の確認をさせていただきますので、書類が揃う予定日が決まりましたらご一報をお願い致します。 書類の確認が出来次第、船の予約→船積みさせていただきます。</p>
<p>現地通関について</p>	<p>お預かりのタイミング等のお打合せのご連絡を現地代理店よりさせていただきます。（現地代理店につきましては船積み頃にご案内させていただきます。）</p>
<p>その他</p>	<p>通関事情は急遽変更になる場合がございますので、都度営業よりご案内させていただきます。 入港する港・タイミングによっても通関事情が異なります。 高額な美術品や骨董品がある場合は事前にお知らせ下さい。 新品は課税対象となります。会社請求でない場合はお客様にて現地決済頂く形となります。 保険料はご希望付保金額の1.5%となります。（最少保険料はお引越料金に含まれております。）</p>

ご不明な点やご質問が御座いましたら、お気軽に下記フリーダイヤルかメールにてお問い合わせ下さい。

TEL 0120-78-1141

